

Touch On Timeレコーダー長期保証サービス条件

第1条（目的）

本条件は、発注者である当社（以下、甲といいます）と受注者である弊社（以下、乙といいます）の間で行われる頭書記載の内容に基づく、株式会社デジジャパンが提供するTouch On Timeクラウドサービスの専用端末「Touch On Timeレコーダー」（以下、対象端末といいます。）の長期保証サービス（以下、本保証といいます。）について定めるものです。

第2条（成立）

本契約は、甲からの注文を乙が承諾したときに成立します（以下ここで成立する本保証についての契約を、本契約といいます）。

第3条（注文）

甲は、対象端末の購入時に限り、乙に対し本保証の注文をすることができるものとします。

第4条（本保証）

乙は、本保証として、本条件に基づいて、対象端末の納入日より頭書記載の保証期間（対象端末の納入日より1年間の無償保証期間を含み、以下、長期保証期間といいます）内において、日本国内において通常の使用方法に従って使用されているにも関わらず対象端末に故障が発生した場合、対象端末の代替端末（良品、後継機などの同等品を含む）への交換（ここで交換された代替端末は対象端末として取り扱います）を行います。なお、対象端末の納入日より1年間の保証については、本条件が対象端末の売買にかかる契約の条件に優先するものとします。

第5条（故障）

甲は、長期保証期間内に対象端末が故障したときは、乙またはTouch On Timeサポートセンターに連絡し、乙またはサポートセンターの指定する送付先の指示する方法、場所に故障した対象端末を送付するものとします。なお、甲は、自らの費用負担と責任により当該送付を行うものとします。

第6条（代金および代金の支払）

1. 本契約の注文金額および当該注文代金の支払条件は、頭書記載の注文金額および支払条件のとおりとし、甲は頭書記載の条件に従い注文代金を乙へ支払うものとします。また、支払いに要する手数料は、甲の負担とします。

2. 本契約成立後、諸材料の価格、労務費、その他の経済情勢に変動が生じたときは、乙は、甲に対し代金の変更を申し出ることができるものとし、その取り扱いについては甲乙協議するものとします。

第7条（秘密情報）

1. 甲および乙は、本契約に関して、相手方から秘密である旨を指定され開示を受けた書面、記録媒体、その他の情報（以下、秘密情報といいます）については、本条の定めに従い取り扱うものとします。なお、本条において、秘密情報を開示する当事者を開示者、開示者より秘密情報を受領する当事者を受領者といいます。

2. 前項の規定は、次の各号に定める情報には適用しないものとします。

(1) 公知の情報および開示後に受領者の責によらず公知となった情報。

(2) 開示された時点で既に受領者が保有している情報。

(3) 受領者が秘密情報によらず独自に創出した情報。

(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報。

3. 受領者は、秘密情報の秘密を保持し、開示者の事前の書面による承諾を得ずに、本契約の遂行の目的以外の目的に秘密情報を利用し、また、本契約の遂行に必要な自己の役員および従業員以外の第三者に開示、提供してはならないものとします。なお、受領者は、当該役員および従業員ならびに開示者の承諾を得て開示する第三者に対し、本契約において自己が負う義務と同等の義務を課するものとします。

4. 受領者は、本契約の遂行に必要な範囲を超えて、秘密情報を複製してはならないものとします。なお、秘密情報を複製した場合には、秘密情報の複製物も秘密情報として取り扱うものとします。

5. 受領者は、本契約が終了した場合、または開示者から要求があった場合には、その指示に従い、直ちに秘密情報（前項に基づき作成した複製物を含みます）を返還または廃棄するものとします。

6. 受領者は、開示者から開示された情報が秘密情報であるか否かに疑義があるときは、その取り扱いについて開示者と協議するものとします。

第8条（個人情報の保護）

1. 甲および乙は、本契約の履行に際して個人情報を取得した場合には、自らの責任により管理するものとします。

2. 甲および乙は、本契約の履行に際して知り得た相手方の保有する個人情報を、法令、官公庁の定めるガイドラインに従い善良な管理者としての注意をもって取り扱うものとし、相手方の事前の承諾を得ずに、当該相手方より予め指定された利用目的以外の目的に利用し、または第三者に開示、漏洩してはならないものとします。

3. 相手方の保有する個人情報を受領した一方当事者は、本契約が終了した場合または相手方より要請を受けた場合は、その相手方の指示に従い、直ちに個人情報を返還するものとします。

第9条（権利の譲渡等）

1. 甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ずに、次の行為を行ってはならないものとします。

(1) 本契約に基づく債務の全部または一部を第三者に履行させること。

(2) 本契約に基づく金銭債権その他の債権の全部またはその一部を第三者に譲渡し、担保に供し、またはその他の処分をすること。

2. 前項の規定に関わらず、乙は、本契約において自己の負う義務と同等の義務を課することを条件として、本契約の履行の全部または一部を第三者に再委託できるものとします。

第10条（解除）

甲または乙は、その相手方が次の各号の一つに該当したときは、本契約の全部または一部を解除することができるものとします。

(1) 本契約に違反したとき。

(2) 正当な理由なく、期限内に本契約を履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 破産手続開始、民事再生手続開始または会社更生手続開始の申立てを受け、または申立て、もしくは清算手続に入ったとき。

(4) 支払の停止（1回のみの手形または小切手の不渡りを含みます）があったとき、または手形交換所もしくは金融機関から取引停止処分を受けたとき。

(5) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立てがあったとき、または租税公課の滞納処分を受けたとき。

(6) 関係官庁から営業の許可取消処分または停止処分を受けたとき。

(7) 解散を決議し、または他の会社に取り込まれたとき。

(8) 相手方または第三者に対する債務の履行猶予の申出、債権者集会の招集準備または主要資産の処分の準備その他債務の履行が困難と認められる事由が生じたとき。

第11条（免責事項）

1. 次の各号に該当する場合、長期保証期間内であっても本保証が適用されないものとします。

(1) 天災地変（地震、水害、落雷等）、塩害、水掛け、または落下等の乙の責に帰さない対象端末の故障、一部または全部の破損。

(2) 乙の承認しない対象端末の変更、甲が第三者より買入れた製品との接続（ソフトウェアのインストールを含みます）、乙以外の者による対象端末の修理、調整、加工等、乙が予め指定する設置条件に反して使用（不良な設備、環境、電圧の不適正使用等をいいます）された対象端末の故障、および甲が対象端末の誤使用、対象端末の使用者に対する対象端末の取り扱い方法等の説明を怠ったことなど、乙の責に帰さない事由による対象端末の故障。

(3) 害虫、ゴキブリ、ねずみ等による対象端末の故障。

(4) 甲の設備またはネットワーク回線の不具合、不備、不正な操作および第三者からの攻撃および不正行為による対象端末の故障。

(5) 日本国外において使用された対象端末の故障。

(6) 前各号の他、乙の責に帰さない事由により生じた対象端末の故障。

2. 乙は、次の各号に該当する場合、長期保証期間内であっても甲に対し何らの責任を負わないものとします。

(1) 前項各号の故障、破損により甲に生じた損害。

(2) 天災地変（地震、水害、落雷等）、停電等の不可抗力等により、乙が本契約の全部または一部を履行できないことにより甲に生じた損害。

(3) 対象端末の誤作動、交換、不具合、他の商品との接続等に起因し、対象端末から出力されるデータ、および対象端末において処理されるデータおよび情報の解析、欠落、その他の瑕疵、遅延、中断および当該情報に依拠して実行された行為に関して発生する障害と当該障害に起因し甲に生じた損害。

(4) 前各号の他、乙の責に帰さない事由により甲に生じた損害。

3. 甲は、対象端末に記録される情報の作成、使用、提供、または伝送等に関し、当該情報の内容の妥当性、適法性、第三者の権利侵害の有無等の検証、確認については、全て甲の責任と費用負担にて実施、使用するものとし、乙は、甲による当該情報の使用について何らの責任を負わないものとします。

4. 甲は、対象端末に設定、登録する情報を、甲の責任により管理、保存するものとし、当該情報が消去または削除等された場合、乙は、理由の如何を問わず、甲に対し何らの責任を負わないものとします。

5. 乙は、本契約および対象端末に関して個人番号（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年5月31日法律第27号）」第2条第5項に定めるものをいいます）をその内容に含む電子データおよび印刷物等を取り扱わないものとし、甲の故意または過失の有無にかかわらず本契約および対象端末に関して甲から受領した電子データまたは印刷物等に個人番号が含まれていた場合、乙は、当該個人番号につき何らの責任も負わないものとします。また、甲は、対象端末が個人番号の保管管理に対し、法令上求められる安全管理措置を実施したものではないことを確認し、したがって、個人番号を将来においても対象端末上に記憶または保管しないこととし、記憶または保管したことにより甲が損害を被った場合でも乙は当該損害につき何らの責任も負わないものとします。なお、甲の取り扱う個人番号の管理は、甲の責任と負担において実施するものであり、対象端末の利用に関し、乙に個人番号の管理を委託すると判断される行為を行わないこととします。

第12条（反社会的勢力等の排除）

1. 甲および乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員ではなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、反社会的勢力等といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(1) 代表者もしくは実質的に経営権を有する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役員またはこれに準ずる者をいい、以下、本項において同様とします）が反社会的勢力等であること。

(2) 代表者もしくは実質的に経営権を有する役員が反社会的勢力等への資金を提供し、または反社会的勢力等と密接な交際があること。

(3) 代表者もしくは実質的に経営権を有する役員が暴力的ないし威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、または報道その他により一般に認識された者であること、もしくはこの者と関わり、つながりのある者であること。

(4) 甲および乙の関連企業（親会社、子会社、下請会社またはこれらに準ずる会社をいいます）が反社会的勢力等であること。

2. 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つに該当する行為を行わないことを確約します。

(1) 自らが反社会的勢力等である旨を伝え、または関係者が反社会的勢力等である旨を伝える行為。

(2) 相手方に対し、法的な責任を超えた不当な要求を行う行為。

(3) 相手方に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いる行為。

(4) 相手方の名誉や信用等を毀損、または毀損するおそれのある行為。

(5) 相手方の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為。

3. 甲および乙は、相手方が本条各項に違反したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部または一部を解除できるものとします。なお当該解除により相手方に損害が生じても、その損害を賠償する責を負わないものとします。

第13条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、第2条に定める本契約の成立日からすべての対象端末に対する長期保証期間が終了するまでとします。

2. 本契約が終了したときであっても、第7条、第8条、第12条、本条本項、第14条、および第16条の規定は、本契約終了後もなお有効とします。

第14条（損害賠償）

本条件の他の条項に規定するもののほか、甲および乙は、その相手方が本契約に違反したことにより損害を被った場合は、本契約の代金のうち、当該損害の生じる原因となった対象端末についての注文代金の総額（総額とは、損害の生じた時点において、現実により甲が乙へ支払い、または乙が甲より受領した額をいいます）を上限として、自らに直接かつ現実的に生じた損害（予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害、逸失利益、第三者の請求に基づき支払った賠償金を除きます）の賠償を相手方に請求する事ができるものとします。

第15条（変更、終了）

1. 甲は、甲の都合により本契約を解約しようとするときは、乙の指定する方法により乙にその旨通知するものとします。なお、この場合、乙は甲に対し、本契約の代金を返還しないものとします。

2. 乙は、本契約の期間中に対象端末（後継機などの同等品を含む）の生産終了などの事由により、本保証による対象端末の交換ができなくなったときは、甲に対し通知することにより本契約を解約できるものとします。この場合、乙は、本契約の代金のうち対象端末ごとの長期保証期間の残月数に応じた額を甲に返金します。

第16条（合意管轄）

本契約に関連し紛争が生じた場合には、乙の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決するものとする。

第17条（協議解決）

本条件に定めのない事項および疑義のある事項は、甲乙協議して解決するものとします。

以上